

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目 次

◇ 公 告 ページ

- 大規模小売店舗立地法による意見の概要の総覧【産業経済局地域産業振興部商業振興課】 553

北九州市公告第178号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定による意見書の提出があったので、同条第3項により、次のとおり公告し、当該意見の概要について縦覧に供する。

平成26年3月10日

北九州市長 北橋健治

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）イオンタウン黒崎

北九州市八幡西区西曲里町4番1

2 意見者

熊西校区青少年育成会協議会

3 提出された意見の概要

（1）駐車場等交通に関する意見

南側（熊西小学校側）出口の完全撤廃

小学校児童の下校道と対峙しており、道幅も狭く、急な発進も危惧されるため、撤廃を求める。

（2）騒音に関する意見

荷捌きの場所の変更

小学校側が荷捌きの予定とされているため、瞬間的騒音や校舎に反射しての騒音の増大、授業中の窓の開放などのため、授業に差し障りがあると危惧されるため、設置場所について再考願いたい。

（3）廃棄物に関する意見

廃棄物設置場所の変更

小学校側に予定されている廃棄物集積所について、臭いが学校に到達することが危惧される。また、小学校の給食調理室が（仮称）イオンタウン黒崎側にあるため、廃棄物設置場所の配置について再考願いたい。

（4）その他の意見

アミューズメントの設置予定について、小学校の前であること、昨今の校区内の状況（乗り捨ての自転車、公園での壁の落書き等）からも、青少年の育成に悪影響を与えたいため、たむろしやすくなるようなアミューズメントの設置については十分に配慮願いたい。

4 縦覧場所

（1）北九州市小倉北区浅野三丁目8番1号

北九州市産業経済局地域産業振興部商業振興課

（2）北九州市八幡西区黒崎三丁目15番3号

北九州市八幡西区役所総務企画課

5 縦覧期間

平成26年3月10日から平成26年4月9日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで